

令和 4 年 4 月 1 日現在の条文

○吹田市都市公園法施行条例

平成25年 1 月 9 日条例第10号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、吹田市都市公園条例（昭和39年吹田市条例第23号）に定めるもののほか、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の設置の基準)

第 2 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第 1 条の 2 及び第 2 条に定めるとおりとする。

(公園施設の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合)

第 3 条 法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、100分の 2 とする。

2 法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、令第 6 条第 2 項から第 6 項までに定めるとおりとする。

(運動施設の敷地面積の都市公園の敷地面積に対する割合)

第 4 条 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月14日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日条例第16号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。